



政府統計
統計法に基づく国の
統計調査です。調査票
情報の秘密の保護に
万全を期します。

整理番号

厚生労働省

秘 令和2年国民年金被保険者実態調査

お答えいただいた調査票の内容を統計以外の目的に使用することは、法律で禁じられています。また、年金保険料納付の督促や徴税の資料などに使用されることは絶対にありませんので、安心してありのままをお答えください。

<記入上の注意>

- 封筒のあて名の方が記入してください。
本人が記入できない場合は、ご家族、または介護をしている方が記入を手伝ってください。
- 質問1～質問16について、当てはまる番号に○を付けてください。
- できるだけ黒のボールペンで記入してください。

~~~~~ 国民年金制度の周知状況についてお伺いします ~~~~~

質問1 国民年金制度の特徴についてお伺いします。当てはまる番号に○を付けてください。

|                                                                              | 知っていた | 知らなかった |
|------------------------------------------------------------------------------|-------|--------|
| 老後に年金を受けるためには、通常、 <u>保険料を納めた期間と、免除されていた期間を合わせて10年以上必要である</u>                 | 1     | 2      |
| 満額の年金を老後に受けるためには、 <u>保険料を40年納付する必要がある</u> 、保険料を納めた期間が短ければ、その分、年金の受け取り額が少なくなる | 1     | 2      |
| 物価や国民生活水準の変動に応じて年金額が改定され、 <u>受けられる年金の実質的な価値がなるべく変わらないような仕組みである</u>           | 1     | 2      |
| 病気や事故で障害が残ったときに受けられる <u>障害年金がある</u>                                          | 1     | 2      |
| 本人の死亡時に、遺族の方が受けられる <u>遺族年金がある</u>                                            | 1     | 2      |
| 年金額の1/2は税金でまかなわれている                                                          | 1     | 2      |
| 保険料を納めると、 <u>その年に納めた保険料額の全額が税金の計算のときに所得から差し引かれるので、納めなければならない税金は少なくなる</u>     | 1     | 2      |
| 任意でより多くの保険料を支払うことにより、付加年金などの <u>上乘せの給付が利用できる</u>                             | 1     | 2      |
| 受け取る年金の額が少なく、年金以外の所得も少ない場合は、税金でまかなわれる給付金（年金生活者支援給付金）が受け取れる                   | 1     | 2      |
| 現在働いている世代が納める保険料によって、 <u>現在の高齢者の年金給付をまかなう仕組みとなっている</u>                       | 1     | 2      |
| 保険料を納め忘れた場合でも、 <u>過去2年分までさかのぼって納めることができる</u>                                 | 1     | 2      |
| 保険料の納付は義務であり、 <u>滞納した保険料は財産の差押など強制徴収の対象となり得る</u>                             | 1     | 2      |

**質問 2** 国民年金保険料の免除制度、猶予制度についてお伺いします。当てはまる番号に○を付けてください。

|                                                                  | 知っていた | 知らなかった |
|------------------------------------------------------------------|-------|--------|
| 経済的な理由で保険料を納めることができない場合、世帯の所得などに応じて保険料の全部、または一部が免除される制度（免除制度）がある | 1     | 2      |
| 所得の少ない学生のために保険料の全部が猶予される制度（学生納付特例制度）がある                          | 1     | 2      |
| 所得の少ない 50 歳未満の方のために保険料の全部が猶予される制度（保険料納付猶予制度）がある                  | 1     | 2      |
| 保険料を免除または猶予された期間のうち、過去 10 年間分については、さかのぼって保険料を納める仕組み（追納制度）がある     | 1     | 2      |
| 保険料の猶予を受けた場合、さかのぼって保険料を納めなければ、猶予になった期間は年金額には反映されない               | 1     | 2      |
| 出産を行った際に、出産前後の一定期間の保険料の全部が免除される制度（産前産後期間の免除制度）がある                | 1     | 2      |

**質問 3** 国民年金保険料の割引制度についてお伺いします。当てはまる番号に○を付けてください。

|                                                            | 知っていた | 知らなかった |
|------------------------------------------------------------|-------|--------|
| 保険料を一括して前払いすると、保険料が割引される仕組み（前納制度）がある                       | 1     | 2      |
| 月々の保険料は翌月末が納付期限ですが、口座振替によって当月末の引き落としにすると、割引となる仕組み（早割制度）がある | 1     | 2      |

~~~~ 在学状況についてお伺いします ~~~~

質問 4 あなたは、令和 2 (2020) 年 3 月末時点で学生でしたか？当てはまるものを 1 つだけ選んでください。 ※ 令和 2 (2020) 年 3 月に卒業した方も 1 ～ 4 のいずれかに○をつけてください。

| | |
|---|-------------------------------------|
| 1 | 学生だった（下記の 2、3、4 の学生は除きます） |
| 2 | 休学中の学生だった |
| 3 | 定時制の課程等（高等学校の夜間等や大学の夜間学部）に在学中の学生だった |
| 4 | 通信制の課程や学部 に在学中の学生だった |
| 5 | 学生でなかった |

※ 定時制の課程等や通信制の課程等の学生で休学中だった方は、「2」を選んでください。

質問 5 平成31(2019)年4月から令和2(2020)年3月までの1年間に国民年金の保険料をひと月でも納めましたか？

| | |
|------|-------|
| 1 はい | 2 いいえ |
|------|-------|

↓ 質問 5-1 へ

質問 5-1 平成31(2019)年4月から令和2(2020)年3月までの1年間で最も利用回数の多かった納め方を、次の中から1つだけ選んでください。

| | |
|---|---|
| 1 | 銀行・農協・郵便局などの口座からの自動引き落とし |
| 2 | 銀行・農協・郵便局などの窓口で直接納めた |
| 3 | コンビニエンスストアで納めた |
| 4 | インターネット、金融機関のATM、携帯電話（モバイルバンキング）、電話（音声案内）などで納めた |
| 5 | クレジットカードで納めた |
| 6 | その他 |

質問 6 平成30(2018)年4月から令和2(2020)年3月までの2年間のあなたの国民年金の保険料について、主にどなたが負担しましたか？最も当てはまるものを1つだけ選んでください。

| | |
|---|------------------------------------|
| 1 | 自分の収入などにより支払った |
| 2 | 父母が負担した |
| 3 | 配偶者が負担した |
| 4 | 1～3以外の者が負担した |
| 5 | この2年間保険料を納めたことがない、または全額免除あるいは猶予された |

質問7 国民年金の保険料は、銀行・農協・郵便局などの口座からの自動引き落とし（口座振替）で納めることができます。この仕組みを利用したことがありますか？

質問8へ

1 利用したことがある

2 利用したことはない

質問7-1 利用したことがない理由について、最も当てはまるものを1つだけ選んでください。

| | |
|---|-----------------------------------|
| 1 | 知らなかったから |
| 2 | いまの方法で特に不都合はないから |
| 3 | 手数料がかかると思っていたから |
| 4 | 手続きが面倒だから |
| 5 | 毎月定期的に引き落とされるよりも、自分の都合に合わせて納めたいから |
| 6 | 免除または猶予されているので納める必要がないから |
| 7 | その他 |

質問8 国民年金の保険料は、コンビニエンスストアや、インターネット、金融機関のATM、携帯電話（モバイルバンキング）、電話（音声案内）、さらにはクレジットカードでも納めることができます。この仕組みをどれか1つでも利用したことがありますか？

質問9へ

1 利用したことがある

2 利用したことはない

質問8-1 利用したことがない理由について、最も当てはまるものを1つだけ選んでください。

| | |
|---|---|
| 1 | 知らなかったから |
| 2 | いまの方法で特に不都合はないから |
| 3 | 手数料がかかると思っていたから |
| 4 | 手続きが面倒だから |
| 5 | 普段、コンビニエンスストア、インターネット、クレジットカードなどをあまり利用しないから |
| 6 | 免除または猶予されているので納める必要がないから |
| 7 | その他 |

質問 9 あなたは、20 歳以降、国民年金の保険料を全額免除または猶予された期間以外で、保険料を納めなかった期間がありますか？

| | |
|------|-----------|
| 1 ない | → 質問 10 へ |
| 2 ある | |

↓

質問 9-1 納めていない保険料について、どのように考えていますか？あなたの考えに最も当てはまるものを 1 つだけ選んでください。

| | |
|---|-------------------------------------|
| 1 | もう少し生活にゆとりができれば、納めていない保険料を納めたい |
| 2 | 年金制度の意義や有利な点が理解できれば、納めるつもりである |
| 3 | 年金制度や厚生労働省・日本年金機構は信用できないので納めるつもりはない |
| 4 | 国民年金は当てにしていけないので、納めるつもりはない |
| 5 | その他 |

↓

質問 9-2 国民年金の保険料を納めなかった理由について、次の中から当てはまるものがあれば、「当てはまるもの」の欄に○（いくつでも）を、当てはまるものの中から、最も主要なものには、「最も主要なもの」の欄に○（1 つのみ）をつけてください。

| | 当てはまるもの
(○はいくつでも) | 最も主要なもの
(○は1つのみ) |
|--|----------------------|---------------------|
| うっかりして忘れた、あるいは、後でまとめて払おうと思ったから | 1 | 1 |
| 保険料が高く、経済的に支払うのが困難だったから | 2 | 2 |
| 納める保険料に比べて、十分な年金額が受け取れないと思うから | 3 | 3 |
| 老後のことや年金のことに関心がないから | 4 | 4 |
| これから保険料を納めても加入期間が短く、年金がもらえないから | 5 | 5 |
| すでに、年金を受ける要件を満たしていたから | 6 | 6 |
| 年金制度の将来が不安、あるいは、信用できないから | 7 | 7 |
| 納めた保険料が無駄遣いされているのではないかなど、厚生労働省・日本年金機構が信用できないから | 8 | 8 |
| 自分以外にも保険料を納めていない人がいたから | 9 | 9 |
| 特に理由はない | 10 | 10 |

↓

質問 9-3 質問 9-2 で、「保険料が高く、経済的に支払うのが困難だったから」を選択した理由を次の中から 1 つだけ選んでください。

| | |
|---|------------------------------|
| 1 | もともと収入が少ない、あるいは不安定だったから |
| 2 | 失業、倒産、天災、事故、病気などにより所得が低下したから |
| 3 | 保険料より優先度の高い支出が多かったから |
| 4 | その他 |

「老後に年金を受けるために必要な期間」は、平成29(2017)年7月までは25年でしたが、平成29(2017)年8月からは10年に短縮されました。これに関連して、以下の2つの質問にお答えください。

質問10 これまで保険料を納めてきた期間（厚生年金等に参加していた期間も含みます。）や免除されていた期間など、「老後に年金を受けるために必要な期間」について、あなたご自身の期間はどのくらいあると思いますか？当てはまるものを1つだけ選んでください。

- | |
|-----------------|
| 1 25 年以上 |
| 2 10 年以上 25 年未満 |
| 3 10 年未満 |

質問10-1 これからの国民年金の保険料について、どのようにしていきたいと考えていますか？当てはまるものを1つだけ選んでください。

・質問10で「1」または「2」を選んだ方

- | |
|------------------------------|
| 1 満額となる40年に近づけるよう、できるだけ長く納める |
| 2 もうこれ以上納めない |

・質問10で「3」を選んだ方

- | |
|------------------------------|
| 3 満額となる40年に近づけるよう、できるだけ長く納める |
| 4 10年に届くまで納めることを目指す |
| 5 もうこれ以上納めない |

質問11 あなたの令和2(2020)年3月末時点での就業状況について、当てはまる番号に○をつけてください。なお、複数の事業所にお勤めの場合は、最も所定労働時間（残業時間を含みません）の多い事業所の就業状況についてお答えください。

※8ページの「質問11の回答に当たって」を参考にしてください。

- | |
|--------------------------------------|
| 1 自営業主（個人経営の店主や農業主など） |
| 2 家族従業者（自営業主の手伝い） |
| 3 常用雇用（正社員などフルタイムの方） |
| 4 パート・アルバイト（1週間の所定労働時間が30時間以上） |
| 5 パート・アルバイト（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満） |
| 6 パート・アルバイト（1週間の所定労働時間が20時間未満） |
| 7 臨時（日雇いや季節的業務など） |
| 8 働いていない |

※所定労働時間には、残業時間を含みません。

※日雇いの場合、同一の事業所で1ヶ月を超えて使用されるに至った方は、選択肢7ではなく、勤務実態に応じて選択肢3～6のいずれかを選んでください。また、建設業におけるいわゆる「一人親方」の場合でも、実際に雇用関係がある場合には、勤務実態に応じて選択肢3～6のいずれかを選んでください。

質問11-1 あなたの勤務先の事業所（派遣社員の場合は派遣元の事業所）について、当てはまるものを1つだけ選び、○をつけてください。

- | |
|-------------------------------|
| 1 法人（株式会社、有限会社、医療法人、社会福祉法人など） |
| 2 個人経営（正社員5人以上） |
| 3 個人経営（正社員5人未満） |
| 4 国・地方公共団体 |

質問11-2 あなたの勤務先の事業所（派遣社員の場合は派遣元の事業所）の業種について、当てはまるものを1つだけ選び、○をつけてください。

- | | |
|---------------------------------------|----------------------|
| 1 農林水産業 | 2 鉱業・採石業・砂利採取業 |
| 3 建設業 | 4 製造業 |
| 5 電気・ガス・熱供給・水道業 | 6 情報通信業 |
| 7 運輸業・郵便業 | 8 金融・保険業 |
| 9 不動産業・物品賃貸業 | 10 学術研究・広告・技術サービス業 |
| 11 飲食店・宿泊業 | 12 教育・学習支援業 |
| 13 医療・福祉 | 14 複合サービス事業（農協、漁協など） |
| 15 卸売・小売業（コンビニエンスストア、ドラッグストア、スーパーなど） | |
| 16 専門サービス業（法律事務所、司法書士事務所、公認会計士事務所など） | |
| 17 生活関連サービス業（理美容業、クリーニング業、浴場業など） | |
| 18 娯楽業（スポーツ施設、遊園地、パチンコホール、カラオケボックスなど） | |
| 19 廃棄物処理業（ごみ収集運搬業、産業廃棄物処理業など） | |
| 20 その他のサービス業（労働者派遣業、ビルメンテナンス業、警備業など） | |

質問11で「5 パート・アルバイト（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満）」を選択した方は質問12へ、「3 常用雇用（正社員などフルタイムの方）」「4 パート・アルバイト（1週間の所定労働時間が30時間以上）」「6 パート・アルバイト（1週間の所定労働時間が20時間未満）」を選択した方は質問13へ、それ以外を選択した方は質問14へお進みください。

質問12 質問11で就業状況について「5 パート・アルバイト（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満）」を選択した方にお伺いします。令和2（2020）年3月末時点におけるあなたの給与、雇用期間、勤務先の事業所の規模は、以下の①～③の条件を全て満たしていますか？

＜条件＞

①基本給（月額）が、8万8千円以上である。

※基本給（月額）には、賞与や時間外手当、通勤手当等は含みません。また、手取り額ではなく、税や社会保険料等を引く前の金額をもとに、条件を満たすかお考えください。

②雇用契約における雇用期間が、「期間の定めなし」または「1年以上」である。

③勤務先が大企業（ここでは、本社・本店や出張所も含む企業全体の正社員が501人以上）である。

1 ①、②、③の条件を全て満たしている

2 満たしていない（①、②、③の一部だけ満たしている場合も含む）

質問11の回答に当たって

以下の分類により、該当する選択肢（複数当てはまる場合は主なもの1つ）に○をつけてください。

「1 自営業主（個人経営の店主や農業主など）」

工場や商店などを個人で経営している方、農業や漁業に従事している方、開業医・弁護士・著述家・行商従業者などをいいます。ただし、建設業等におけるいわゆる「一人親方」の場合でも、実際に雇用関係がある場合は、選択肢3～6のいずれかを選んでください。また、実態として自営業であったとしても、事業所が法人格を有する場合は選択肢3～6のいずれかを選んでください。

「2 家族従業者（自営業主の手伝い）」

家族の中に工場や商店などを個人経営している方がいて、その従業員として働いている方をいいます。実態として自営業であったとしても、その個人経営の事業所が法人格を有する場合は、勤務実態に応じて選択肢3～6のいずれかを選んでください。

「3 常用雇用（正社員などフルタイムの方）」

正社員、雇用者（会社などに雇われている方）であって1日の所定労働時間、1カ月の所定労働日数がおおむね一般社員に相当する方をいいます。

「4 パート・アルバイト（1週間の所定労働時間が30時間以上）」

「5 パート・アルバイト（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満）」

「6 パート・アルバイト（1週間の所定労働時間が20時間未満）」

会社に雇用されている方で、

①フルタイム（「3 常用雇用（正社員などフルタイムの方）」に該当する方）でもなく

②臨時（「7 臨時（日雇いや季節的業務など）」に該当する方）でもない

方をいいます。登録社員や派遣社員で、フルタイムでない方も含みます。

また、1週間の所定労働時間に応じて選択肢4～6のいずれかを選択してください。（所定労働時間には、残業時間を含みません。）

「7 臨時（日雇いや季節的業務など）」

①2カ月以内の期間を定めて雇い入れられる方、②日雇いの方、③季節的業務に雇い入れられる方（清酒の製造など）、④臨時的事業（博覧会など）で働く方などをいいます。

ただし、①の方であっても所定の期間を超えて使用されるに至った方、②の方であっても同一の事業所で1ヶ月を超えて使用されるに至った方、③の方であっても当初から4ヶ月を超えて使用される予定だった方、④の方であっても当初から6ヶ月を超えて使用される予定だった方については、勤務実態に応じて選択肢3～6の中から選んでください。

「8 働いていない」

働いていない方をいいます。専業主婦、学生でアルバイトなど収入を伴う仕事をしていない方などが該当します。

質問 13 質問 11 で就業状況について「3」、「4」、「5」、「6」（常用雇用またはパート・アルバイト）を選択した方にお伺いします。令和2（2020）年3月末時点で、同時に複数の事業所で雇用されていませんか？当てはまる番号に○をつけてください。

- | | |
|---|-------------------|
| 1 | 1つの事業所のみで雇用されていた |
| 2 | 同時に複数の事業所で雇用されていた |

~~~~ 世帯の消費支出状況についてお伺いします ~~~~

質問 14 あなたの世帯全体の毎月の消費支出額は平均してどれくらいですか？当てはまるものを1つだけ選んでください。  
毎月经常的にかかる生活費のうち、住宅ローン、各種保険料、貯金などを除いた部分をお答えください。

- |   |               |    |               |
|---|---------------|----|---------------|
| 1 | 5万円未満         | 2  | 5万円以上 10万円未満  |
| 3 | 10万円以上 15万円未満 | 4  | 15万円以上 20万円未満 |
| 5 | 20万円以上 25万円未満 | 6  | 25万円以上 30万円未満 |
| 7 | 30万円以上 40万円未満 | 8  | 40万円以上 50万円未満 |
| 9 | 50万円以上 60万円未満 | 10 | 60万円以上        |

~~~~ 生命保険・個人年金への加入状況についてお伺いします ~~~~

質問15 あなたは、令和2（2020）年3月末時点で、生命保険に加入していましたか。当てはまる番号に○をつけ、加入していた場合は、毎月支払っていた保険料の額も記入してください。

- | | |
|---|------------------------|
| 1 | 加入していて、保険料を自分で支払っていた |
| 2 | 加入していて、保険料を自分以外が支払っていた |
| 3 | 加入していなかった |

→ 月々の生命保険料 _____ 円

質問16 あなたは、令和2（2020）年3月末時点で、民間保険会社や郵便局などの個人年金に加入していましたか。当てはまる番号に○をつけ、加入していた場合は、毎月支払っていた保険料の額も記入してください。

- | | |
|---|------------------------|
| 1 | 加入していて、保険料を自分で支払っていた |
| 2 | 加入していて、保険料を自分以外が支払っていた |
| 3 | 加入していなかった |

→ 月々の個人年金保険料 _____ 円

ご協力ありがとうございました。

- ・記入誤りや記入もれがないか、もう一度ご確認ください。
- ・同封の返信用封筒に入れて、締切日までに投函してください。切手は不要です。

令和2年国民年金被保険者実態調査 所得等調査調査票(1)

| 整理番号 | 特別調査の有無 | 現在の世帯員数 | | | 令和元年の所得金額 | | | | 固定資産税評価額
世帯の固定資産税評価額の合計（万円）
世帯員整理票は円単位ですが、調査票への転記は万円単位でお願いします。 | 令和元年度の国民健康保険料（税） | |
|------|---------|---------|---------|-----------|--|----------------------------------|--|----------------------------------|--|--|---|
| | | 世帯員数 | うち18歳未満 | うち国民年金第1号 | 本人の所得金額 | | 世帯の所得金額 | | | (1)賦課(課税)状況
1. 賦課(課税) <軽減なし>
2. 賦課(課税) <軽減あり>
3. その他(他制度加入・未加入を含む。) | (2)保険料(税)の納付状況
1. 全部納付
2. 一部納付
3. 全部未納 |
| | | | | | (1)総所得金額
(万円)
世帯員整理票は円単位ですが、調査票への転記は万円単位でお願いします。 | (2)市区町村民税課税状況
1. 課税
2. 非課税 | (3)総所得金額
(万円)
世帯員整理票は円単位ですが、調査票への転記は万円単位でお願いします。 | (4)市区町村民税課税状況
1. 課税
2. 非課税 | | | |
| 1 | | | | | (万円) | | (万円) | | (万円) | | |
| 2 | | | | | (万円) | | (万円) | | (万円) | | |
| 3 | | | | | (万円) | | (万円) | | (万円) | | |
| 4 | | | | | (万円) | | (万円) | | (万円) | | |
| 5 | | | | | (万円) | | (万円) | | (万円) | | |
| 6 | | | | | (万円) | | (万円) | | (万円) | | |
| 7 | | | | | (万円) | | (万円) | | (万円) | | |
| 8 | | | | | (万円) | | (万円) | | (万円) | | |
| 9 | | | | | (万円) | | (万円) | | (万円) | | |
| 10 | | | | | (万円) | | (万円) | | (万円) | | |
| 11 | | | | | (万円) | | (万円) | | (万円) | | |
| 12 | | | | | (万円) | | (万円) | | (万円) | | |
| 13 | | | | | (万円) | | (万円) | | (万円) | | |
| 14 | | | | | (万円) | | (万円) | | (万円) | | |
| 15 | | | | | (万円) | | (万円) | | (万円) | | |
| 16 | | | | | (万円) | | (万円) | | (万円) | | |
| 17 | | | | | (万円) | | (万円) | | (万円) | | |
| 18 | | | | | (万円) | | (万円) | | (万円) | | |
| 19 | | | | | (万円) | | (万円) | | (万円) | | |
| 20 | | | | | (万円) | | (万円) | | (万円) | | |

令和2年国民年金被保険者実態調査 所得等調査調査票(2)(所得等特別調査)

整理番号

本人の状況

1. 本人の総所得金額
円

2. 各種控除額

① 雑損控除
円

② 医療費控除
円

③ 社会保険料控除
円

④ 小規模企業共済等掛金控除
円

⑤ 配偶者特別控除
円

3. 控除対象者の人数

① 同一生計配偶者(70歳以上)・老人扶養親族
人

② 特定扶養親族及び
扶養親族(16歳以上19歳未満に限る)
人

③ 同一生計配偶者(障害者)及び
扶養親族(障害者)
人

④ 同一生計配偶者(特別障害者)及び
扶養親族(特別障害者)
人

⑤ ①～④以外の
同一生計配偶者及び扶養親族
人

⑥ 本人の状況
(該当するものすべてに
○をつける)

1. 障害者

2. 特別障害者

3. 寡婦(寡夫)

4. 特別寡婦

5. 勤労学生

4. 地方税法附則第6条第4項の免除に係る所得額
円

配偶者の状況

1. 配偶者の有無

1. 配偶者なし(以下項目の記入不要)

2. 配偶者あり(以下項目に記入)

2. 配偶者の総所得金額
円

3. 各種控除額

① 雑損控除
円

② 医療費控除
円

③ 社会保険料控除
円

④ 小規模企業共済等掛金控除
円

⑤ 配偶者特別控除
円

4. 控除対象者の人数

① 同一生計配偶者(70歳以上)・老人扶養親族
人

② 特定扶養親族及び
扶養親族(16歳以上19歳未満に限る)
人

③ 同一生計配偶者(障害者)及び
扶養親族(障害者)
人

④ 同一生計配偶者(特別障害者)及び
扶養親族(特別障害者)
人

⑤ ①～④以外の
同一生計配偶者及び扶養親族
人

⑥ 配偶者本人の状況
(該当するものすべてに
○をつける)

1. 障害者

2. 特別障害者

3. 寡婦(寡夫)

4. 特別寡婦

5. 勤労学生

5. 地方税法附則第6条第4項の免除に係る所得額
円

世帯主の状況

1. 本人との関係

1. 本人が世帯主(以下項目の記入不要)

2. 配偶者が世帯主(以下項目に記入不要)

3. それ以外(以下項目に記入)

2. 世帯主の総所得金額
円

3. 各種控除額

① 雑損控除
円

② 医療費控除
円

③ 社会保険料控除
円

④ 小規模企業共済等掛金控除
円

⑤ 配偶者特別控除
円

4. 控除対象者の人数

① 同一生計配偶者(70歳以上)・老人扶養親族
人

② 特定扶養親族及び
扶養親族(16歳以上19歳未満に限る)
人

③ 同一生計配偶者(障害者)及び
扶養親族(障害者)
人

④ 同一生計配偶者(特別障害者)及び
扶養親族(特別障害者)
人

⑤ ①～④以外の
同一生計配偶者及び扶養親族
人

⑥ 世帯主本人の状況
(該当するものすべてに
○をつける)

1. 障害者

2. 特別障害者

3. 寡婦(寡夫)

4. 特別寡婦

5. 勤労学生

5. 地方税法附則第6条第4項の免除に係る所得額
円